

## いずみの森小中学校改築検討委員会設置要綱

改正 平成 28 年 1 月 4 日

### (目 的)

第一条 この要綱は、八王子市立いずみの森小中学校改築事業にあたり、より良い教育環境の整備と地域に開かれた学校づくりを総合的に検討するため、いずみの森小中学校改築検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置・運営を目的とする。

### (所掌事項)

第二条 検討委員会は、八王子市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について協議する。ここで検討された内容については、いずみの森小中学校施設整備委員会にて報告する。

- (1) 八王子市立いずみの森小中学校の新校舎等の基本コンセプト及び配置計画等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項。

### (組 織)

第三条 検討委員会の組織は次の各号を基準とし、教育長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 八王子市立いずみの森小中学校長及び副校長
- (2) 八王子市立いずみの森小中学校 P T A の代表
- (3) 八王子市立いずみの森小中学校学校評議員
- (4) 八王子市立いずみの森小中学校近隣の町会及び自治会の代表
- (5) 八王子市青少年対策第三地区委員会の代表

2 検討委員会には、アドバイザーとして有識者（学校建築）を置くことができる。

### (任 期)

第四条 前条の委員の任期は、第二条に規定する所掌事項が終了するときまでとする。

### (委員長等)

第五条 検討委員会には次の各号に掲げるとおり委員長等をおく。

- (1) 検討委員会には、委員長及び副委員長をおく。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- (3) 委員長は検討委員会を主宰する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第六条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは検討委員会に委員以外の出席を求めることができる。

### (報 告)

第七条 委員長は必要に応じ、会議の経過及び協議結果について教育長に報告する。

### (事務局)

第八条 検討委員会の事務局は、学校教育部学校複合施設整備課とし、検討委員会の庶務を処理する。

### 附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 29 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 4 日より施行する。